

農地法、基盤強化法の手続き

農地法第3条……………P 2

農地法第4条及び農地法第5条（農地転用）…P 4

農業経営基盤強化促進法……………P 6

平成29年4月

館山市農業委員会

農地法第3条について

1. 農地法第3条とは

農地を農地として利用するために、他人から権利取得するために必要な手続き。

2. 許可機関

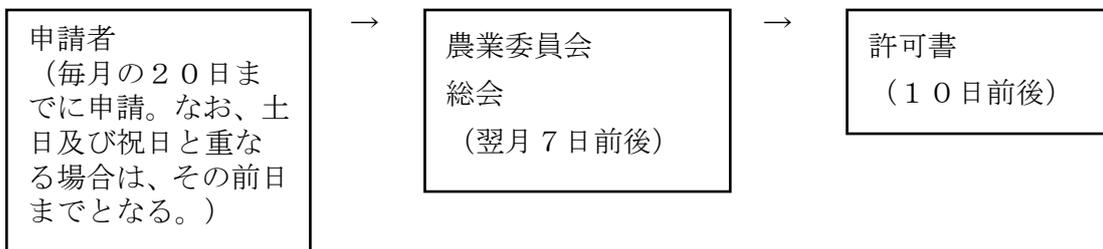
農業委員会での許可となっています。

※ 参考（平成24年3月31日までの区分）

許可権者 権利取得者	農業委員会	千葉県
個人 農業生産法人	住所のある市町村の区域内にある農地等の権利取得	住所のある市町村の区域外にある農地等の権利取得
農業協同組合	農業経営の委託を受けることによる農地等の権利取得	農業経営の委託を受ける場合以外での農地等の権利取得
法人	農地法第3条第3項の規定による法人の賃借権等の設定、移転（市町村の区域内にある農地等）	農業生産法人、農業協同組合以外の法人による農地等の権利取得並びに農地法第3条第3項の規定による法人の賃借権等の設定、移転（市町村の区域外にある農地等）
その他		区分地上権（民法第269条の2・1項）又はこれと内容を同じくするその他の権利取得

3. 許可までの流れ

農業委員会許可



4. 許可条件

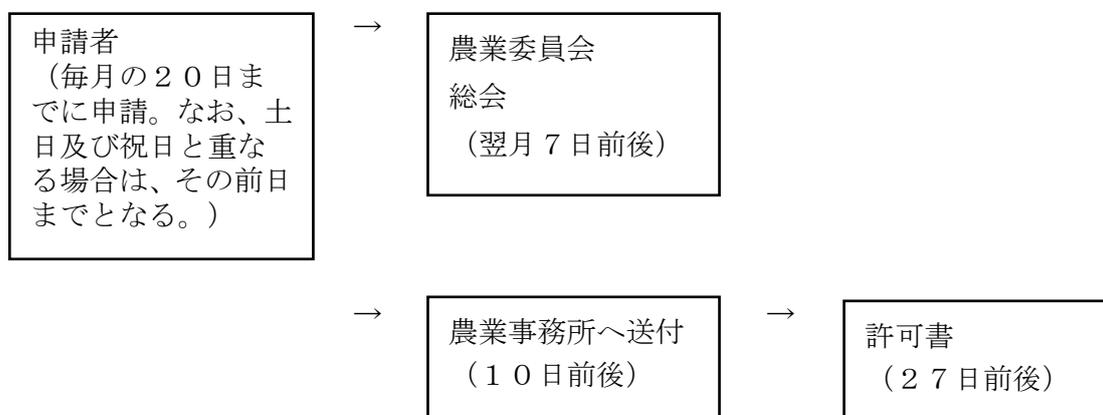
- ① 農地を効率的に利用すること。
- ② 権利取得後の経営農地面積が、下限面積以上になること。(下限面積については下記のとおり)
 - 40アール
大賀、笠名、宮城、富士見、沼、館山、上真倉、下真倉、長須賀、新宿、北条、上野原、高井、八幡、湊、亀ヶ原、那古、正木、小原、北条正木、船形、川名、東長田、西長田、出野尾、岡田、大戸、南条、飯沼、古茂口、山萩、作名、畑、神余
 - 20アール
香、塩見、浜田、早物、波左間、加賀名、坂田、洲崎、西川名、伊戸、坂足、見物、小沼、坂井、布良、相浜

※上記以外の地区は50アールが下限面積。
- ③ 権利取得後、農作業に常時従事すること。
- ④ 周辺地域における農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に、支障を生ずる恐れがないこと。

農地法第4条及び農地法第5条（農地転用）

1. 農地法第4条とは
自分自身が持っている農地を、自らのために農地以外にすることに必要な手続き。
2. 農地法第5条とは
農地を他人が権利取得をし、農地以外にするために必要な手続き。
3. 許可機関
千葉県

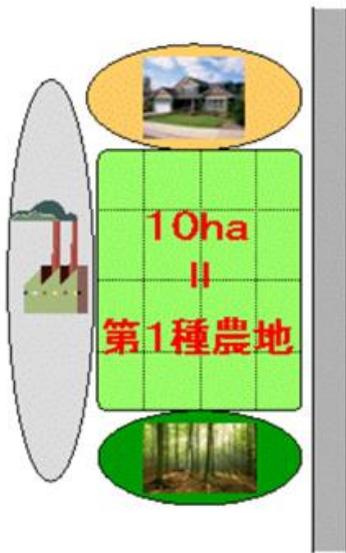
4. 許可までの流れ



5. 許可条件

①農地種別

- 農振農用地 : 館山市農水産課で定めている。
原則不許可。農業用施設の建設、農地造成のみ許可できる。
- 第1種農地 : 10ha以上集団的に存在している農地。
土地改良事業の対象となった良好な営農条件を備えている農地。
原則不許可。農業用施設の建設、農地造成のみ許可できる。
- 第2種農地 : 第1種農地外の農地。
鉄道の駅が500m以内にある等、市街地化が見込まれている農地又は生産性の低い小集団の農地。
農地以外の土地や第3種農地に立地困難な場合等に許可できる。
- 第3種農地 : 都市計画法の用途地域内。
鉄道の駅が300m以内にある等、市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域にある農地。
原則、許可できる。



10haを以上か未満かを判断する基準としては、農地が続いているかどうかを見るため、農地以外（宅地、山林、大きい道路、大きい河川等）がある場合は、そこで区切って判断する。

農業経営基盤強化促進法

1. 農業経営基盤強化促進法とは

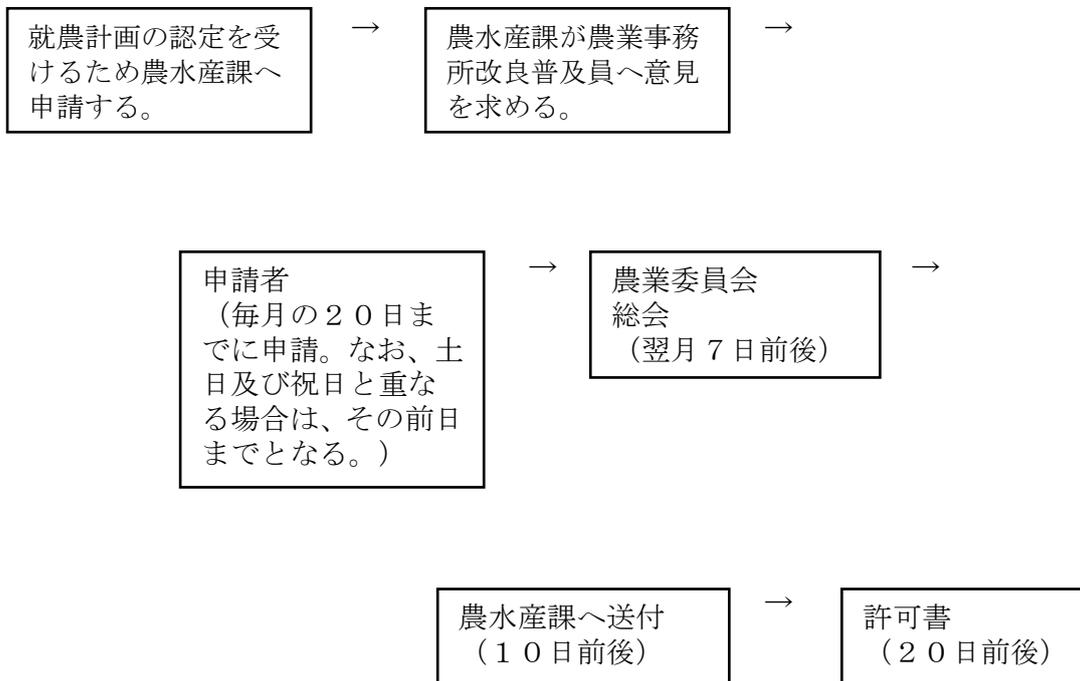
農地を農地として利用するために、他人から権利取得するために必要な手続き。

2. 許可機関

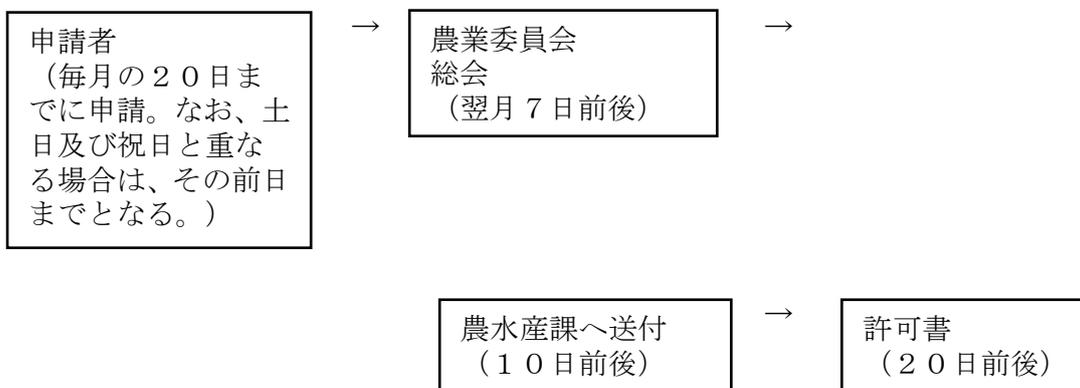
農業委員会で意見決定し、農水産課で公告し許可となる。

3. 許可までの流れ

① 権利取得後の農業経営面積が下限面積を満たさない農業者（貸借）



② 権利取得後の農業経営面積が下限面積を満たす者（所有権移転、貸借）



4. 許可条件

- ① 農地を効率的に利用すること。
- ② 権利取得後の経営農地面積が、下限面積以上になること。(下限面積については下記のとおり)

なお、貸借の場合は下限面積を満たさなくても、農水産課で定める条件(認定農業者等)に合致していれば許可することができる。ただし、貸借の期間は5年以内。

○40アール

大賀、笠名、宮城、富士見、沼、館山、上真倉、下真倉、長須賀、新宿、北条、上野原、高井、八幡、湊、亀ヶ原、那古、正木、小原、北条正木、船形、川名、東長田、西長田、出野尾、岡田、大戸、南条、飯沼、古茂口、山荻、作名、畑、神余

○20アール

香、塩見、浜田、早物、波左間、加賀名、坂田、洲崎、西川名、伊戸、坂足、見物、小沼、坂井、布良、相浜

※上記以外の地区は50アールが下限面積。

- ③ 権利取得後、農作業に常時従事すること。
- ④ 周辺地域における農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に、支障を生ずる恐れがないこと。
- ⑤ 申請できる者
 - 千葉県就農促進方針により、県知事から就農計画の認定を受けた者。(認定就農者)
 - 館山市就農計画の認定を受けた者。
 - 館山市認定農業者の認定を受けた者。
 - 農地法第3条第2項第5号に規定する面積を満たす者。(下限面積を満たす者)

※ 農地法第3条と農業経営基盤強化促進法の違い

	農地法第3条	基盤強化法
下限面積	50a以上。 ただし、地域の1経営体の経営平均面積から、別段で農業委員会が定めることができる。	農業者の耕作する作物により、5年後、10年後の営農計画で判断する。
従事日数	150日以上。	農業者の耕作する作物により、5年後、10年後の営農計画で判断する。
許可基準	面積及び従事日数で判断する。	貸借については、営農計画で判断する。 所有権移転については、下限面積及び営農計画で判断する。
許可権者	館山市農業委員会。	許可権者は館山市。